

# 居宅介護支援 重要事項説明書

<令和 7年 12月 1日現在>

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	083-231-3890	(8:30~17:30)
担当者	松村 史恵	

\*ご不明な点は、おたずねください。

## 2. 当事業所の概要

### (1) 名称、代表者および所在地

名称	脳神経筋センターよしみず病院
代表者	医療法人茜会 理事長 吉水 一郎
所在地	〒751-0826 山口県下関市後田町1丁目1番1号
電話番号	083-231-3890

### (2) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

介護保険指定番号	3510114493
サービスを提供する地域	旧下関市全域（但し離島を除く）

\*上記地域以外の場合でも、ご希望の方は、ご相談ください。

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	<del>社会福祉士</del>	1名	名	1名
介護支援専門員	社会福祉士	1名	名	1名
	准看護師	1名	名	1名
	理学療法士	0名	名	0名
備考 (兼任の有無等)	常勤は8:30~17:30勤務。管理者は介護支援専門員と兼務。 尚、当事業所の介護支援専門員は介護予防支援の委託業務を兼務します。			

### (4) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日	国民の祝日及び休日と夏期休暇（8/14～8/16）及び冬期休暇（12/30～1/3）を除く。
営業時間	8:30～17:30	

### (5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従業者に、下関市条例で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態にある利用者及びその家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また必要に応じて施設サービスをご利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

	内 容
①	重要事項説明書及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
③	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
④	サービスの提供開始

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額支給されますので自己負担はありません。

\*保険料の滞納により法定代理受領をできなくなった場合は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の①の料金をいただきます。

なお、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、これを後日お住まいの市町村窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

① 厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護支援費額です。

なお、令和 6年 4月 1日時点での金額は下記の通りです。

#### 居宅介護支援費（I）

居宅介護支援費（i）	要介護1・2	10,860円	介護支援専門員1名あたり 45件未満
	要介護3～5	14,110円	
居宅介護支援費（ii）	要介護1・2	5,440円	介護支援専門員1名あたり 45件以上60件未満
	要介護3～5	7,040円	
居宅介護支援費（iii）	要介護1・2	3,260円	介護支援専門員1名あたり 60件以上
	要介護3～5	4,220円	

\*地域により異なる場合があります。

\*介護支援専門員1名にあたり、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた件数になります。

\*居宅サービス利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理票のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

【加算】以下の要件を満たす場合は、上記居宅介護支援費に以下の料金が加算されます。

加算種類	加算要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対し、必要な情報を提供した場合 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院時の翌日を含む （1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対し、必要な情報を提供した場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院時の翌日を含む （1月につき1回を限度）	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合には、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ただし、「連携の3回」を算定できるのは、そのうちの1回以上について、入院中の担当医等の会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上の世話をおこなった上でケアプランを作成、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る （入院又は入所の期間中につき1回を限度・初回加算との同時算定不可）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携1回 カンファレンス参加 なし</li> <li>・連携1回 カンファレンス参加 あり</li> <li>・連携2回 カンファレンス参加 なし</li> <li>・連携2回 カンファレンス参加 あり</li> <li>・連携3回 カンファレンス参加 あり</li> </ul>	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円
緊急時等居宅カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円

ターミナルケア マネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,000 円
通院時情報連携 加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合（1 月に 1 回を限度）	500 円

【減算】 算定要件を満たしていない場合は、減算に該当します。

高齢者虐待防止 措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が高じていない場合	所定単位数の 100 分の 1 に 相当する単 位数を減算
業務継続計画未 策定事業所に対 する減算	感染若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	所定単位数の 100 分の 1 に 相当する単 位数を減算
同一建物に居住 する利用者への ケアマネジメン ト	事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者のマネジメントをする場合 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に住む利用者を 1 か月当たり 20 名以上マネジメントしている場合	所定単位数の 100 分の 5 に 相当する単 位数を減算

## (2) 交通費

上記 2 の (2) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要であり、その詳細は下記の通りです。（原則として、公共交通機関による移動を基本とさせていただきます。）

移動手段	交通費
① 公共交通機関	実費
② 車	当事業所より片道 10 km 未満 500 円、片道 10 km 以上 1,000 円

※なお、地域によりましては車での移動を基本とさせていただく場合があります。

また、これらの費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）をいただきます。

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

### (1) 事業の目的

- \* 事業者は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びその契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他便宜を図りながら適切に居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

- \* 要介護状態等にあるご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援いたします。
- \* ご利用者の心身の状況、また置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- \* 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重するとともに、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施いたします。
- \* 市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- \* 従業員の教育研修を重視し提供するサービスの質の向上に努めます。

### (3) 居宅介護支援実施概要等

#### ① 居宅サービス計画書作成、居宅サービス事業所との連絡・調整、経過観察・評価実施

a) 利用者宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して課題分析（アセスメント）を実施します。

b) 居宅サービス計画書の原案を作成します。

c) 居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス担当者等との会議（サービス担当者会議）を開催します。

d) 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の文書同意を得ます。

e) 居宅サービス計画を利用者・サービス担当者へ交付します。

医療サービスを希望している利用者について主治の医師の意見を求め、居宅サービス計画書を作成した場合は、主治医等にも交付します。

f) 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求めます。

g) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接して、ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）を実施し、その結果を記録します。

② 給付管理

居宅サービス計画書に基づいて、利用している月々のサービス給付額を管理し、介護報酬支払者（国民健康保険団体連合会）に報告します。

③ 要介護認定の協力・援助

④ 施設の紹介

利用者の希望により介護保健施設を紹介します。

⑤ 相談

介護保険等に関する相談に応じます。

(4) サービス利用のために

事項	有無	
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はご相談ください
介護支援専門員への研修の実施	○	継続研修を実施します

(5) サービス事業所の選択

① 利用者・家族は、居宅サービス計画書原案に位置づける居宅サービスについて複数の事業所の紹介求めることができます。

② 利用者は介護支援専門員に対して、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等の理由の説明を求めることができます。

(6) 質の高いケアマネジメントの提供

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスの利用割合について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行います。（別紙）

② 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明をおこなうとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行います。（別紙）

(7) 居宅介護実施にあたっての留意事項

\* 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、早期からの連携を図り、医療機関における利用者の退院支援を資するとともに、退院後円滑に在宅生活に移行するために、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関へ伝えるよう協力をお願いします。

\* 居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めます。また、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。（入院中の医療機関医師を含みます）

- \* 指定居宅サービス事業所から利用者に係わる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者に同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師への利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係わる情報提供を行います。
- \* 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合は、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出ます。

#### (8) 虐待防止法について

利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置に講ずるものとします。

- ① 虐待を防止する責任者を選定する。

役職：管理者

氏名：松村 史恵

- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修を年に1回以上実施します。
- ③ 虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催します。

事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

#### (9) 身体的拘束等の適正化について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なってはならないこととし、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### (10) ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職場が働きやすい環境づくりを目指します。

- ① ハラスメント対策として従業者に対する研修を年に1回以上実施します。
- ② 契約書第12条3項に記載する不信行為は以下の通りとします。

a) 利用者、身元保証人、またはその家族等が事業所や職員、サービス従業者或いは他の利用者その関係者に対して、故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を一脱する行為を行ったとき。

b) 同様に、事業者や職員、もしくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき。

c) 身元保証人またはその家族等が、利用者の他事業者利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が

認められるとき。

(11) 業務継続計画の策定について

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業所計画に従い必要な措置を講じます。
- ② また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を年に1回以上、訓練を年に1回定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(12) 感染症の予防及びまん延の予防のための措置について

事業所は、感染が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を年に1回以上、訓練を年に1回以上定期的に行います。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業所から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(2) 当事業所相談窓口

住所	下関市後田町1丁目1番1号		
電話	083-231-3890	FAX	083-231-3882
受付日時	24時間対応	担当者	管理者 松村 史恵

(3) 外部相談窓口

下関市福祉部介護保険課事業者係			
住所	下関市南部町21番19号 下関商工会館4階		
電話	083-231-1371	FAX	083-231-2743
受付日時	8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く)		

山口県国民健康保険団体連合会			
住所	山口市朝田 1980 番地 7 国保会館		
電話	083-995-1010	FAX	083-934-3665
受付日時	9：00～17：00（土、日、祝日、年末年始を除く）		

## 7. 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者及びその家族の秘密を厳守します。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者及びその家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底します。
- ③ 前二項の規定に関わらず事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、あらかじめご利用者及びその家族に文章で同意を得た上で、ご利用者の介護に関係した必要な範囲内でのみサービス担当者会議等において情報提供を致します。

## 8. 事故発生時の対応等

- ① 当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、主治医、及び市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録を「事故報告書」として、市町村（介護保険課事業所係）へ提出します。サービス終了後2年間保存します。
- ③ 事業所はサービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由によって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

\*加入保険会社：東京海上日動火災保険